

段階的なまちづくりの流れのイメージ（街並み誘導型地区計画の変更手続きの流れ）

意向確認
(R6年度)

【街並み誘導型地区計画の区域】

右図、緑色の点線 ◀.....▶ で示されている

①プラザ通り

②中央通り

③国際通り

④一番街通り

⑤二番街通り

⑥三番街通り
の沿道が対象区域

【凡例】

◻ 地区計画の区域

◀.....▶ 地区内回遊ネットワーク



地区計画の導入意向をアンケート調査

アンケート結果より、「地区計画を導入した方が良い」という意見が多かった「中央通り」「三番街通り」から段階的に進める

本日

まちづくり勉強会

目的

街並み誘導型地区計画の変更（素案）の取りまとめに向け、関係権利者の意向を確認する。

対象

「中央通り」「三番街通り」の土地・建物所有者の方、事業営業者、居住者の方
※その他の通りの方も出席可能

※2～3回程度開催（合意形成状況により開催回数の変更有）

アンケート

目的

街並み誘導型地区計画の変更（素案）の取りまとめに向け、勉強会に不参加の方も含めた関係権利者の意向を確認する。

対象

地区計画の区域全域の土地・建物所有者の方、事業営業者、居住者の方

※アンケート内容について配布前に、まちづくり協議会へ付議

合意形成
(R7年度～)

取りまとめ

まちづくり協議会にて地区計画の変更（素案）の取りまとめ

地区計画変更手続き